

## 条 例

埼玉県保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十二号

埼玉県保健所条例の一部を改正する条例

埼玉県保健所条例（昭和二十五年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一項の表埼玉県川口保健所の項名称の欄中「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改め、同項所管区域の欄中「川口市、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。  
（埼玉県感染症診査協議会条例の一部改正）
- 2 埼玉県感染症診査協議会条例（平成十一年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表埼玉県川口保健所感染症診査協議会の項名称の欄中「埼玉県川口保健所感染症診査協議会」を「埼玉県南部保健所感染症診査協議会」に、同項保健所名の欄中「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改める。